議案第 42 号

多可町税条例等の一部を改正する条例の制定について

多可町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成26年6月6日提出

多可町長 戸田善規

多可町税条例等の一部を改正する条例

 平成
 年
 月
 日

 条例
 第
 号

(多可町税条例の一部改正)

第1条 多可町税条例 (平成17年多可町条例第54号) の一部を次のように改 正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、 法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第 74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第 144条の8」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 自家用

年額 3,800円 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円 その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

附則第4条の2中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで」の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで」を「公益法人等(同条第6項から第11項まで」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に 改める。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8, 200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第 19 条第 1 項中「第 33 条及び第 34 条の 3」を「第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の1第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該

贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。 (多可町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 多可町税条例の一部を改正する条例(平成25年多可町条例第35号) の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」 に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第 8項」に改める。

附則第1条第2号中「第7条の4第1項」を「第7条の4」に、「16条の3」を「第16条の3」に改め、「改正規定」の次に「(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第2条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」に改め、同条第2項中「町民税条例」を「多可町税条例」に改め、「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中多可町税条例第34条の4の改正規定及び次条第6項の規定 平成26年10月1日
 - (2) 第1条中多可町税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正 規定、附則第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附 則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第1 項及び第2項の規定 平成27年1月1日
 - (3) 第1条中多可町税条例第82条の改正規定並びに附則第3条及び第5条(第1条の規定による改正後の多可町税条例(以下「新条例」という。) 附則第16条に係る部分を除く。) の規定 平成27年4月1日
 - (4) 第1条中多可町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16 条の改正規定並びに次条第5項、附則第4条及び第5条(新条例附則第 16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
 - (5) 第1条中多可町税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項

及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日

(6) 第1条中多可町税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て 支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

(町民税に関する経過措置)

- 第2条 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の 町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、な お従前の例による。
- 2 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人 の町民税について適用する。
- 3 新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成 29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの 個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、 前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の 町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について 適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始し た連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第34条の4の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後 に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業 年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法 人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税につい ては、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税 について適用する。
- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号) 第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自 動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用に ついては、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12 月」とする。
- 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段 の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課す

る軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	3,100円
6,900 円	5,500 円
10,800円	7, 200 円
3,800円	3,000 円
5,000円	4,000 円
第 82 条	多可町税条例等の一
	部を改正する条例
	(平成26年多可町条
	例第 号。以下この
	条において「平成 26
	年改正条例」とい
	う。)附則第5条の
	規定により読み替え
	て適用される第82条
第82条第2号ア	平成26年改正条例附
	則第5条の規定によ
	り読み替えて適用さ
	れる第82条第2号ア
3,900 円	3,000 円
6,900 円	5,500 円
10,800 円	7,200 円
3,800 円	3,000 円
5,000 円	4,000 円
	6,900円 10,800円 3,800円 5,000円 第82条 3,900円 6,900円 10,800円 3,800円

○多可町税条例

平成17年11月1日条例第54号

(町民税の納税義務者等)

第23条 略

2 外国法人

に対するこの節の規定の適用については、 その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」 という。) 第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。

現行

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令

第 47 条に規定する収

益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課 税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税 に関する規定を適用する。

(所得割の課税標準)

第 33 条 略

$2 \sim 4$ 略

|5 法第 23 条第1項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額 (以下この項及|5 法第 23 条第1項第 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項 び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に 及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。) 係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る

に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る
 所得の金額を除外して算定する。

6 略

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.3とする。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 略

2 法の施行地に は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人 き法人税割額から控除する。

3及び4 略

○多可町税条例

平成17年11月1日条例第54号

(町民税の納税義務者等)

第23条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下こ の節において「外国法人」という。) に対するこの節の規定の適用については、 恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)を もつて、 その事務所又は事業所とする。

改正

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法 施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第47条に規定する収 益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課 税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税 に関する規定を適用する。

(所得割の課税標準)

第 33 条 略

 $2 \sim 4$ 略

る所得の金額を除外して算定する。

6 略

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 略

主たる事務所若しくは事業所を有する法人又2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又 は外国法人が 、外国の法人 税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13 税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべ に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべ き法人税割額から控除する。

3及び4 略

法人税法第74条第1項 の規定によって法人税に 5 係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145 条 において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項におい て同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7 項(同法第145条 において準用する場合を含む。以下この項において同 じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用 に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人 税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均 等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がない ものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

現行

6 略

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項 税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定 の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定 期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定 した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合に は、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限ま での期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相 当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 略

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同 項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第 2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号 及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならな い。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに 規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。) を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産 を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明す る書面を添付しなければならない。

(1)~(6) 略

法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に 係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144 条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項におい て同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7 項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同 じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用 に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人 税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均 等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がない ものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

改正

6 略

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

の規定によって法人第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人 税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定 の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定 期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定 した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合に は、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限ま での期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相 当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 略

項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第 2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号 及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならな い。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに 規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。) を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産 を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明す る書面を添付しなければならない。

(1)~(6) 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者が すべき申告)

|第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3か|第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3か ら第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受 けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなっ た場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産 の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台に第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台に ついて、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット 以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下 のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のも の 年額 1,200円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力 が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有す るものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下で あるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットル を超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円

3輪のもの 年額 3,100円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者が すべき申告)

ら第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受 けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなっ た場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産 の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

ついて、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット 以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下 のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のも の 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力 が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有す るものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下で あるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットル を超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

現行

農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 4,700円

(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円

イ 小型特殊自動車

附則

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第10項まで

の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規 定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項か ら第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人 を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみ なして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定 する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定 贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲 渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者 が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場 合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及 び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の 所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17 条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1 項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額 は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の 6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に定めるとこ ろにより計算した金額とする。

第16条 削除

改正

イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額 2,400円 その他のもの 年額 5,900円 (3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

附則

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から 第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下こ の条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規 定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項か ら第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人 を含む。)を同条第3項 に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみ なして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定 する財産(同法第40条第6項から第11項まで 贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。) に係る山林所得の金額、譲 渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場 合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及 び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の 所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17 条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条第1項 の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額 は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の 6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるとこ ろにより計算した金額とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自 動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定 を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自 動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げ る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

現行 改正

第82条第2号ア	3,900円	4,600円	
	6,900円	8,200円	
	10,800円	12,900円	
	3,800円	4,500円	
	5,000円	6,000円	

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

|第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の|第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の| 10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該 一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3

の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株 式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところに より計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の 金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般 株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用 される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をい う。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の2 略

前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。 この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則 第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるの は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」 るのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて進用さ れる同法」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例) 第19条の3

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該 一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに 第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株 式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところに より計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の 金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般 株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用 される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をい う。) の100の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条の2 略

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。 この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則 第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるの は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の1第1項」とあ るのは「法第37条の11第1項

」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例) 第19条の3

|2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税口|2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税口 座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるもの座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるもの |を含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあっ|を含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあっ |た非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第 18||た非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第 18 |条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」と||条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」と |いう。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同|いう。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同 現行 改正

法第 37 条の 14 第 4 項第 1 号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座法第 37 条の 14 第 4 項第 1 号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座 内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民 脱の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出し税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出し があった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止によるがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による 払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座 内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式内上場株式等と同一銘柄の株式等 等の取得をしたものと

の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈によ り払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得割の納税 義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の 金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したも それぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定のとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定 を適用する。

を適用する。

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

- 第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する 特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場 合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合に は、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る 以下この項及び次項において「損失対象金額」という。) 22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額と して、この条例の規定を適用することができる。この場合において 条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の 平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年 度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失 対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係 る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする 令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定す る資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額 という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度 以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族 資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定に よる申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時 までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確 定申告書を含む。) に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があ る場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由

改正

があると町長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

現行

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1第35条第1項 (東日本大震災の被 項 災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律(平成23年法律 第29号)第11条の6第1項の規定 により適用される場合を含む。 同法第31条第1租税特別措置法第31条第1項 第3項 |第36条の2、第36|大震災の被災者等に係る国税関係 条の5 法律の臨時特例に関する法律第11 条の6第1項の規定により適用さ れる場合を含む。 第35条の2 第36条の2若しくは第36条の5 これらの規定が東日本大震災の 被災者等に係る国税関係法律の臨 時特例に関する法律第11条の6第 1項の規定により適用される場合 を含む。 附則第17条の3租税特別措置法東日本大震災の被災者等に係る国 第31条の3第1税関係法律の臨時特例に関する法 第1項 項 |律第11条の6第1項の規定により

現行					
		適用される租税特別措置法第31条			
		の3第1項			
附則第18条第1	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被			
<u>項</u>		災者等に係る国税関係法律の臨時			
		特例に関する法律第11条の6第1			
		項の規定により適用される場合を			
		含む。)_			
	同法第32条第1	租税特別措置法第32条第1項			
	<u>項</u>				

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災に より減失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった 所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続 人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項に おいて同じ。)が、当該減失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋 をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の 譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住 の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該 土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった 時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分が あるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以 下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋 を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定め る日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷 地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前 項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条 の3又は附則第18条の規定を適用する。
- 3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条 の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通 知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けよ うとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことにつ いてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用 する。

<u>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)</u> 第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1 項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3 改正

現行

改正

の2の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条 又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関 係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規 定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定によ り適用される租税特別措置法第41条の2の21と 「附則第5条の4第6 項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される 法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措 置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み 替えて適用される和税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される 和税特別措置法第41条の2の21 「法附則第5条の4の2第5項」 あるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則 第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条 の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法 第41条の2の21とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第24条 略

(個人の町民税の税率の特例等)

第25条 略

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 略

(個人の町民税の税率の特例等)

第23条 略

多可町税条例の一部を改正する条例(平成25年多可町条例第35号)の一部を改正する条例 新旧対照表

現行 改正 ○多可町税条例の一部を改正する条例 ○多可町税条例の一部を改正する条例 平成25年9月27日条例第35号 平成25年9月27日条例第35号 略 略 附則第20条の5を削る。 附則第20条の5を削る 附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に 改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」 に改める。 附則 附則 (施行期日) (施行期日) |第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に|第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 略 (1) 略 (2) 附則第7条の4第1項、16条の3 及び第19条から第20条の5までの (2) 附則第7条の4 、第16条の3及び第19条から第20条の5までの 改正規定(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の右に 改正規定 並びに次条第3項の規 「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。) 並びに次条第3項の規 定 平成29年1月1日 定 平成29年1月1日 (経過措置) (経過措置) |第2条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法 第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律 (平成25年法律第5号) 第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭 第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規 和32年法律第26号) 第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規 定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に 定する特定短期公社債を除く。) について支払を受けるべき同条第7項に 規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例 規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例 による。 による。 2 この条例による改正後の町民税条例(以下「新条例」という。)第47条2 この条例による改正後の多可町税条例(以下「新条例」という。)第47 の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法 条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法(昭和 第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項 25年法律第226号) 第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項 において「公的年金等」という。) に係る所得に係る個人の町民税の特別 において「公的年金等」という。) に係る所得に係る個人の町民税の特別 徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税 徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税 の特別徴収については、なお従前の例による。 の特別徴収については、なお従前の例による。 3 略 略